

全国司法書士女性会FAX通信237号 (2010年9月号)

発行責任者 会 長 大 城 節 子
事務局 〒 579 - 8036 大阪府東大阪市鷹殿町 1 - 7
司法書士法人東大阪前川滝川事務所内
Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460
e-mail joseikai@aoitakigawa.com
<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

民事第二課長からの司法書士懲戒制度運用改善通知について

平成22年9月9日、法務省民事局民事第二課長から、各法務局・地方法務局に対し、司法書士・土地家屋調査士等に対する懲戒処分の運用について、改善を要請する通知が出されました（別紙）。

司法書士懲戒制度の運用については、平成19年法務省民二訓第1081号（訓令）の別表を標準として行うものとするものとされていますが、訓令第4条には、具体的事案において、事情により、処分を行わないことができる、と定められているにも関わらず、形式的運用がさなれ、実害がないケースでも、業務停止処分や戒告処分を受けるケースが多発していました。

全国司法書士女性会は、本年4月22日、法務大臣に対し、司法書士懲戒制度改善要望を提出する等、日本司法書士政治連盟等と共に、関係機関に対する働きかけを行ってきましたが、この度、訓令の運用の見直しを図ることで、実質的改善が実現する見込みとなりました。

来週にも予定されている内閣改造直前の民事第二課長による通知で、日程的にも、大変厳しい攻防の中で、実現したと聞いています。

内容は、決して万全とはいえないものの、司法書士が安心して、業務にあたることができるように、環境改善がなされたことは、評価に値すると思います。

全国司法書士女性会は、今後も、司法書士懲戒制度の更なる改善を受けて、運動を継続していく方針ですので、会員の皆様には、ご協力、情報提供の程、宜しくお願いいたします。

法務省民二第2237号

平成22年9月9日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

司法書士等及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分の運用について（通知）

司法書士等及び土地家屋調査士等に対する懲戒処分については、平成19年法務省民二訓第1081号及び第1082号（以下「訓令」という。）の別表を標準として行うものとする（訓令第3条）が、具体的事案における情状等により加重及び軽減等を行うことができるものとしています（訓令第4条）。

ところが、具体的事案における情状等を考慮せずに訓令の別表をそのまま適用するなど、懲戒処分の運用が硬直的な事案も見受けられますので、懲戒処分を行うに当たっては、具体的事案の個別事情を十分に踏まえた柔軟な運用をする必要があります。

については、訓令第4条の情状等による加重及び軽減等を行う際には、例えば、下記の点を考慮要素とするのが適切と考えます。

なお、懲戒処分を行うに当たっては、客観的資料等により認定することができる事実を処分の対象となる事実とし、懲戒処分書においては、その事実及びどのような情状を加味して量定がされたのかを明らかにすべきことは当然のことですので、この点についても留意願います。

記

- 1 当該非違行為による関係者及び社会に与える影響の大きさ（例えば、当該非違行為が原因で関係者に経済的な損失が生じたか否か、生じた場合はその多寡）
- 2 当該非違行為の動機及び態様の悪質性（例えば、当該非違行為が反復継続されてきたものか、一回限りのものか）
- 3 被処分者が非違行為の調査に当たって自らの行為を申告する等調査に協力したかどうか